

Title	自由, 平等, 公正 : 現代経済の道義的礎石を考える
Sub Title	Liberty, equality, and justice : an inquiry into the moral basis of modern economy
Author	平, 恒次
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.4 (1980. 8) ,p.499(1)- 513(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19800801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由, 平等, 公正

—現代経済の道義的礎石を考える—

平 恒 次

目次

はじめに

1. 経済体制と価値体系の斉合性
2. 原初状態から社会状態へ——その古典的イメージ
3. 社会契約交渉の手續き
4. 社会契約論の活用

結論——人間の顔をした正義

はじめに

本稿ではとりあげないが、私の究極の目的は、生活水準の上昇とその階層間平準化という日本経済の特徴を理解することである。いかなる社会現象もそれが当然のものとして定着するためには、それ相応の確固とした価値観に支えられ正当化される必要があると思われる。生活水準の上昇と平準化という戦後日本の特徴は、果していかなる価値観に支えられ正当化されてきたものであるか。いささか大袈裟に言えば、日本の経済現象と斉合的な「正義の構造」とは何か。本稿はその準備としての原理的演習である。

私は、1978年9月から1979年1月末までの期間を、訪問教授として慶應義塾大学で過した。その時、ロールズの『正義論』を特別講義の一部に取り入れ現代厚生政策の基礎理論として使用した。その後、正義論の論理における演習（思考実験）を、時には抽象的に時には具体的問題に即して繰返してきたが、本稿におけるような社会契約論の復習と要約と共に公正な（すなわち「正義」にかなう）社会システムの選択と設計を考える試みは避け続けてきた。それは一つには私が「学術的」な言葉遣いに不馴れである上に、社会契約論が事の性質上、日本語による論述を極度に困難ならしめていることにもよる。ルソーの邦訳を読み、公正に関する諸家の著作を読みながら、「学術的」日本語の習得に努めているうちに荏苒今日に至った。その間に幸いにも、ロールズ『正義論』の邦訳にも接することができ（矢島鈞次監訳、紀伊国屋書店発行、1979年8月）、公正論、社会契約論等の分野における語彙を新に大量に習得することができた。これで、かつてのように我流訳語の非正統性に悩まされながら、社会契約を談ずる必要はなくなった。それでも用語法の巧拙の問題は依然として残る。本稿がいくら書き直してみても一向に日本語らしい日本語になりえないことは全く慙愧に堪えない次第である。

慶應義塾大学訪問に当っては、各方面からの資金の援助を受けたが、その中でも本稿の母体である二つの研究会（中鉢正美、井関利明両氏の主宰による）への私の参加は、日本証券奨学財団及び慶應義塾大学学事振興資金からの研究助成費によって可能になったものである。記して感謝の意を表し度い。

最近⁽¹⁾は経済学者の間でも「正義」がかなり頻繁に論ぜられるようになった。学際分業の伝統に従って、経済学者は主として「経済正義」を、他の学問分野の人々が「政治正義」や「社会正義」を論ずる傾向があるように思われるが、私は何となく物足りなく思う。経済学者は「分配の公正」に注目し、生産の効率との関係で正義を論じたがる。こうして経済正義を経済体制の中だけで論ずることはできるのであるが、私は視野を広げて、生産と分配の問題をも、包括的な社会システムの中の経済体制と価値体系との連動関係の一部として考えることを好む。本稿の目的は、この連動関係のいろいろな在り方の中から、正義にかなう一定の在り方を適正解として選び出す思考実験を試ることである。

1. 経済体制と価値体系の斉合性

生活水準とその平準化の度合いは、経済体制の成果であり、経済体制は価値体系その他(例えば政治機構)と共に社会システムの主要部門を成す。従って、経済体制と価値体系とは相互依存の関係にある。公理めいた提言をするとすれば、秩序のある社会は諸部門間の斉合性を達成するために各部門の一定の在り方を選択するものである。

しかし、価値体系であれ経済体制であれ、社会がそれを選択するということはどういうことであるか。ここでもう一つ、独断と言われても仕方のない立場を取る必要がある。社会的なものと言われるものは、社会を構成する諸々の個人の選択や行動に過不足なく分解され配分される性質のものである。すなわち社会は個人の連合体であり、社会的選択といわれるものは、一定の条件の下でなされた諸個人の選択を、何らかの手続きによって集計し、何らかの判断ルールに従って社会に帰属せしめたものである。

勿論、価値と体制、社会と個人、との関係についての上記の提言は単なる作業仮説以外の何ものでもない。こういう意味で、同じく独断的に提案される他の仮説に対して、その優位を主張するわけにはいかないことは当然である。例えば、価値体系は経済体制によって決定されるとか、社会はそれ自体独自の生命を持つ有機体であるとか。これらの仮説はすべて、主張者の個人的権威に依存する以上、各人の良心の自由と平等な発言権を前提すれば、正誤いずれに帰すべきか、判断の基準は全くない。本稿としては、価値体系と経済体制の相互依存性及び個人の連合としての社会に、作業仮説としての効用を認めたにすぎないのである。

社会を個人の連合として見るならば、何故個人が連合する意思決定をしたかが問われなければならない。勿論、個人が社会から離れて存在したことはなく、社会以前の存在形態にある個人が寄り集ってこれから社会を作ろうという具合に成立した社会も、これを史上に見出すことはできな

注(1) 例えばオーカン〔7〕、辻村〔8〕、フェルプス〔18〕。

自由, 平等, 公正

(2) しい。しかし、革命による社会的変化は一つの教訓を含んでいる。革命過程は、ある時点で旧来の社会システムを廃棄し、社会のない過渡期を経て、新しい社会システムを選択し、設計し、参加する過程と見ることもできる。過渡期の社会的空白状態は、新しい社会システムの見地から見れば、社会以前の状態と考えられるものに、幾分か類似した状態ということもできる。

この過渡期に人々は次に持つべき社会システムの在り方について話し合いと取引をするわけであるが、この交渉過程は社会システムの発足に先行しており、いわばそのシステムの外でなされる交渉であるとすることもできる。この状況をもっと抽象化すれば、社会を成していない個人が寄り集って、社会を持つべきか、持つとすればいかなる社会であるべきか、などについて交渉している状態といえることができる。社会を成していない個人が、それぞれ自己にとっての社会の利害得失について考え、社会を構成し参入するに当たっての各自の要求を調整し合うとすれば、果していかなる価値体系、社会構造、統治機構、経済体制、等がそこから発生するであろうか、と問い、そして答えを模索することが、社会契約論の主要な役割である。

以上で、社会以前の個人という概念が十分想像可能なものであることがわかったとしよう。思考実験の次の段階は、社会以前の個人がいかなる資源や特権を享有し、社会状態に入ることによっていかなる損益が予想されるかを考えることである。

2. 原初状態から社会状態へ——その古典的イメージ

社会以前の個人は当然各個に独立（概念化の局限においては孤立）しており、社会関係のわずらわしさがなく、完全に自由である。この完全な自由と独立は、個人におのずから具わる原初的資源と考えることができる。こういう状態では、人と人とのかかわりが無く異なる特徴の比較もできないから、人はすべて平等である。これも資源である。

社会状態に入ることによって、これらの原初的資源の享有にいかなる修正が加えられるであろうか。自由、平等、独立は、社会関係が無かったために完全に個人所有の原初的資源たりえた。社会状態に入ることによって、各人は原初的資源のある程度の放棄を余儀なくされると共に、社会関係がもたらす新たな便益の分け前にあずかる。そこで合理的な人間は、できるだけ少量の原初的資源を放棄して、社会的便益の享受をできるだけ大量ならしめようとするであろう。ここには取引がある。この取引の結果、完全な自由、平等、独立という原初的資源がどれだけ個人の許に保留されるかを解き出すのが、社会契約論の一つの課題である。ルソー的に言うならば、「自由なものとして生れた」人間が、「いたるところで鎖につながれている」ような不利な取引や交換だけは、避けな

注(2) 人間以外の社会的動物（例えば日本猿）の研究が進んだ今日では、社会的生活こそが人間を含む高級動物の原初的在り方ではなかろうか、という認識が深まっている。社会契約論はこの点「科学的に誤っている」ことになるけれども、論理的演習の「楽しさ」に免じて恕していただきたい。アードレイ [13] 参照。

(3)

ければならない、と言えるであろう。

社会以前の個人の資源や特権をどう考えるかは、その後成立する社会における人と人との関係、個人と社会(または公共)との関係がどうなるかを予想するに当って極めて重要である。議論の性質上、社会契約の内容は、論者が原初状態をどう描くかに依存するといっても過言ではない。ホッブス流に、原初状態を生命の安全さえ保障されない密林の無法状態(万人の万人に対する戦い)と考えれば、命さえ護ってくれるなら自由、平等、独立のすべてをリバイアサンに献上してもよい、ということになる。逆にルソー流に考えれば、原初状態はユートピアであり、そこから社会状態へ移行することは極めて危険であり、自由、平等、独立の最大限の確保のために社会契約が必要だということになる。

古典的社会契約論者達は、社会以前の状態を史的現実性を持つ社会進化の一段階として描いた。それが科学的に誤りであり、論理的に不必要であることは、社会契約論争史が十分にこれを示している。今日の社会契約論においては、社会以前の状態は、望ましい社会の設計のために必要な抽象的前提でしかないとされる。それはいわば数学における公理のようなもので、次々と証明と結論を抽出するために必要な道具立である。⁽⁴⁾

本稿の目的に関する限り、社会以前の状態とは、現実の社会における個人から、他人との交際、協働、交換、抗争等のような社会関係をとりはらったような状態として考えるだけでよい。この状態では、他人に強制されることも、他人に負うなにもも無い。こういう意味で、個人は完全に自由である。自己の行動を律するに当って、自己の意志と計算だけで十分であるから、してよいこと、すべからざることなどという善悪正邪の超個人的規範は存在しない。個人は自己に対して最高の立法者であり判定者である。すなわち個人は主権者である。すべての個人がそれぞれ独立して最高の主権者である以上、各人は他のすべての個人に対して全く平等な立場にあるということになる。また、生活の必要と好みに応じて、物を集め、作り、消費し、蓄積することも自由であり、最大限の幸福(効用)を追求する権利が自ずから備わる。こういう意味で、社会以前の状態とは、生命、生活、自由及び幸福追求の諸権利を、各人が平等に最高度に享有する状態といえることができる。

原初状態の「主権者」である個人が、社会状態への移行を考えるに当って、まず重要なことは、社会における諸個人の相互依存関係が「主権」をどれ程どのように制限するであろうか、ということである。更に考えなければならないことは、社会状態においては、個人の資質、能力、財産、嗜好等の諸特徴に到るまで、あらゆる次元に亘って個人間の比較を避けることはできない、ということである。比較は当然、望ましいもの、望ましくないもの、より良きもの、より悪きもの、というような判断を生む。ということは、原初状態においてはあり得なかった不平等が、社会状態にお

注(3) ルソー [5], p. 15。

(4) シェローヴァー [19], 特に序説。

自由, 平等, 公正

いては発生するということである。誰かが優越感を持てば、当然誰かが劣等感を持つであろうし、誰かが名声を得れば、誰かはそれを羨望するということになる。

不平等社会は、望ましいものをより多く持つ個人には都合がよく、それをより少なく持つ者には不愉快である。不平等構造のなかで不利な立場に置かれた個人の不満がやがて反乱ともなれば、原初状態から社会状態への移行は全く無意味であったということになる。各人各様に人はそれぞれ異なるという事実が社会的不平等にもなるという危険を、どうすれば防止できるか、社会状態に移行する人々はこの点も十分に考慮することであろう。

上記のような自由の制限、不平等の危険性という二点だけを見れば、社会の効用は全くないように思われる。ところがここに一つの救いがある。それは社会関係がもたらす協働、分業、交換の生産効果である。この社会的生産効果は、その成員全員が原初状態において各個に工夫し、応用し、生産できたものの単純集計をはるかに上廻るものである。従ってもし、配分に当を得れば、生活水準はすべての個人にとって、原初状態よりも社会状態において優っているということになる。

ここには明らかに損得のトレード・オフがある。社会状態に入ることによって、各個人は自由と平等と独立の幾分かを放棄せざるをえない反面、社会的生産による生活の向上、財産の蓄積という効用を期待することができる。社会状態へ移行すべきか否かの選択を迫られた諸個人にとって、このトレード・オフは極めて重要である。各人の心に去来する問いは、如何にすれば、自由、平等、独立の犠牲を最小限度にいとめ、生産の拡大と生活の向上を最大限度に確保するかということであろう。この問いに対する答えが社会契約である。

こうして、自由、平等、独立という原初的資源を持つ個人が社会状態に入るに当っては、個人間に話し合われ、取決められなければならないことが多い。しかし、話し合いが生産的な効果を持つためには、話し合いそのもののルールが合目的に確立されなければならないであろう。次にこれを考察する。

3. 社会契約交渉の手続き

現実の人間がある種の組織を作り、その業務の成果を分かち合おうとする場合には、おそらく利己的動機がすべてに先行し、利害の離合集散が行なわれ、派閥が発生し、派閥間の力の優劣という不平等現象を内包しながら組織ができるのが普通であろう。こういう現実の部分的組織（政党、クラブ、会社、組合等）は、限定された目的を持ち、自由加入制で参加脱退はいつでも可能であり、運営が成功しなければ最悪の場合は解散ということにもなる。

人間の原初状態から社会状態への移行は、前記の組織作りと似ている点もあるが、若干の基本的な点で非常に異なっていることは、注意する必要がある。その一つは、社会を作ることが自

由で独立の諸個人の自由選択による連合であるにもかかわらず、全員参加でなければならない、ということである。そうであるからこそ、社会状態への移行（個別加入制ではない）といえるのである。移行後は、原初状態には誰も残らないということになる。もう一つは、一旦社会が成立すれば、原初状態への逆行はもうありえないということである。つまり社会は解散できないのである。⁽⁵⁾

全員参加の完全な自由連合を達成するためには、社会構成の原理と条件が各個人に十分に納得が行く性質のものでなければならない。しかも一旦成立すると恒久的に維持されなければならないから、その出発点における構成原理及び条件が、将来のどの世代にとっても尊重される程、時間を超越した普遍性と権威をもっていなければならないということになる。こういう性格の社会契約を作成し採択する原初状態の当事者達に要求される資格は、いかなるものであろうか。

現実の具体的な人間が多数集まれば、必ず知力、気力、腕力、長幼、男女、資産等々のすべての要因が重って、個人間に序列、即ち不平等が発生する。ルソーも言っている。「……個々の人間が同一の社会に結合されて、いやおうなしに相互に比較し合い、またたえず相互に利用し合わなければならない関係のなかに見出す差別を考慮に入れざるをえなくなると、たちまち個々の人間の間に信用と権威との不平等が避けがたいものとなる……。」⁽⁶⁾

ここで重要なことは、生きた現実の人間が集まれば、こういう「不平等」が「たちまち」発生するものである、ということである。とするならば、社会を作るための交渉の段階で、それに参加する人々が「たちまち」不平等関係にはまりこみ、その関係のなかでの交渉である以上、できあがる社会契約もこの不平等を内包するようになる懼れはないかどうか。これではとても恒久的社会契約は覚束ない。⁽⁷⁾

それでは社会契約交渉中の人々をどう考えるか。人々は交渉という、一見社会的関係と思えるものに入ったように見えるけれども、実はまだ原初状態の完全な自由、独立、平等をその特徴としている段階にあるとしなければならない。つまり社会はまだ存在しない。従って「相互に比較し合い」「相互に利用し合う」というような社会関係は発生していないわけである。もっと厳密に形容すると、人々は交渉してはいるけれども、相手が具体的にいかなる人間であるかについては、お互いに全く知らない、ということが出来る。つまりこの段階での人々は、それぞれ自由、平等、独立の自然賦与の資源を最大限に享有している人間であるということ以外には、お互いについて何も知るこ

注(5) これは恒久性のある契約を最初に作ることを要求する論理的制約条件である。不完全不公平な契約で社会状態に移行すれば、社会の解散に近似する革命等の騒動や混乱が起る。完全な社会契約は永遠の秩序をもたらし、革命の可能性を封ずることになる。

(6) ルソー [10], p. 123.

(7) 旧秩序が崩壊する点では一種の「社会の解散」である。現実にはありうる原初状態への近似とされる革命期間においても、革命の構造という不平等を内包するわけで、この不平等の上に新秩序が構成されるのであるから、いずれまた革命を必要とするであろう。これはまた、各人が完全に自由で独立し平等な原初状態は人類史にはありえず、「現実的」には永遠の秩序よりも「永久革命」に分がある、ということでもある。社会契約論における概念的道具立ての困難さがここにも現われている。

自由, 平等, 公正

とができず, 知らされることもない, ということになる。すなわち, ロールズの言う「無知のヴェール」⁽⁸⁾をかけられた状態にある。参加者は, 自分の力量についても, 他人の力量についても, いかなる個人間の相対的力量についても, 全くなにも知らない, 純粋な人間である。

ところが, 「無知のヴェール」におおわれていた純粋な人間も, 社会契約が成立し実際の社会に参入すると同時に, 「ヴェール」はとりはらわれ, 現実のあらゆる人間の特徴を具えた具体的な人間として社会関係に入ることになる。とたんに, 力量の個人間の格差, 相互比較, 相互利用等の関係も判然としてくる。成立する社会が不平や後悔を起させない, 納得の行く公平なものとなるためには, 社会契約交渉の段階で, 現実の社会にありそうな不平不満の要素を防止しなければならないということになる。社会契約交渉のすべてはまさにここにあるということができる。

社会契約交渉における課題は, 自然賦与の完全な自由, 平等, 独立という原初的資源と社会状態から期待される効用とのトレード・オフであるということはずでにのべた。この原初的資源の放出をどの程度にするか, ということが交渉の第一段階である。おそらく誰しも, 他人はいかにもあれ自分だけは原初的資源のすべてを確保しつつ社会状態に移行したいと考えることであろう。しかし, 誰でもそう考えはするけれども, 「無知のヴェール」下の純粋人間の平等な関係においては, 自分の負担だけを軽くするような提案を他人に押しつけることは不可能である。解決はまさに平等な負担以外にはないわけであって, ロールズ正義論における第一原理が適正解となる。すなわち,

各人は, 他の人々の同様な自由の図式と両立する平等な基本的自由の最も広汎な図式に対する平等な権利をもつべきである。⁽⁹⁾

この文章は, 原初的資源としての完全な個人的自由の部分的放棄を平等な最小限度に止めるという本稿の表現を, 丁度裏返しにして積極的に述べたようになっている以外は, 言わんとするところは全く同一である。ある個人が自ら主張し享受し得る自由は, 他の個人が主張し享受し得る自由と等質等量であるというのが均衡解なのである。しかし, ロールズの推論方式なら避け得たかも知れない危険が, 本稿の推論方式にはあるように思われる。すなわち, 前記の解は自由の個人間等質等量を指摘するだけであって, 自由の絶対的水準については何も言っていないのである。全員がそう望むなら, 零のレベルでの等質等量の解が出ないとも限らない。⁽¹⁰⁾これは危険である。しかし, 原初的資源としての自由を全く放棄することが社会状態参入の条件だとすれば, 全員合意はえられないであろう。予想される負担が大きければ大きい程, 合意の可能性は低下するものである。

各自が放棄する自由, 独立, 平等はどうなるか。それは公共の管理に移される。すなわち, 個人の自由が他人の迷惑となるような場合に, この特定の自由は放棄され, 公共はその自由がいかなる

注(8) ここあたりから議論はロールズ色を深めることになる。ロールズ [12], 特に第3章参照。

(9) 同書, p. 47。

(10) ルソーの「一般意志」が個人の自由をすべて吸収して, 社会は息詰まるような全体主義的なものになりはしないか, という懼れがあることは, すでに多くの論者が指摘するところである。クロッカー [15] 参照。

個人によっても行使されないように取り締まるわけである。各自が自由の一部を放棄するのは、原初状態における自由と同量同質のものを各自が社会状態に持ちこむことによって発生する混乱を避けるためである。社会状態においては「交通整理」——秩序——が必要である。

これで社会契約第一条が成立した。しかし、この条件だけで社会が実際に動き出すとしたらどうなるであろうか。実際の世の中においては、人々は各人各様の選好と目的にしたがって、権勢、地位、名声、所得等を自由に追求することになる。各人のこういう創意と活動の自由は社会契約第一条によって公認されているからである。ところが、複数の個人が同一の目標に向かって進む場合には、当然競争が発生し、その結果は目標達成度に差異が生ずることになる。ある人はより多く、ある人はより少なくという序列が発生し、これが固定化すれば社会階層が成立する。すなわち、自由競争は社会的不平等を生む。ということは、社会契約第一条だけでは社会状態に移行するわけにはいかないということである。

社会契約交渉中の人々は当然、社会状態における個々人の自由な活動が各種の不平等を生むであろうことを危懼するはずである。しかし彼等は「無知のヴェール」下にあるので、この段階では自己の成功、不成功の可能性についていかなる評価もなしえない。輝かしい成功の可能性は無いとは言えなくとも、みじめな失敗の可能性もないわけではない。合理的な人間は、最悪の可能性に備えて、万一そういう事態にたち到ったとしてもその被害をできるだけ少なくしようとつとめるに違いない。つまり「失敗保険」を求めるのである。「無知のヴェール」下のすべての個人は、平等な不確実性の下にあるわけで、同様な考え方で「失敗保険」の必要を感じるはずである。

以上のような考え方で行けば、自由競争を原則的には不可欠のものとしながらも、その結果生ずる成功と失敗の格差は、できるだけ小さい方が良いという結論になる。また、自由競争が社会の活気に貢献し続けるためには、その結果としての成功や失敗が、競争参加者達の一定の期間における努力や工夫に対する報酬であって、個人の努力や工夫以外の特殊要因に対する配分であってはならない、ということも重要である。そうすれば、地位、名声、所得、権勢等の格差が固定化して、本人の努力や工夫に帰属せしめられない有利性を一部の人々が独占するような事態が防げる。また、その裏返しとして、この格差構造の下層における人々が、すぐれた努力や工夫にもかかわらず、長く不利な立場を余儀なくされるという事態をも防ぐことができる。

こういうような配慮から、社会契約交渉の当事者達は、格差または不平等に関する次のような原理を採択するであろう。これがロールズの第二原理である。

社会的、経済的不平等は、それらが(a)あらゆる人に有利になると合理的に期待できて、(b)すべての人に開かれている地位や職務に付随する、といったように取り決められているべきである。⁽¹¹⁾

注(11) ロールズ [12], p. 47. 先に引用した第一原理とともに、この段階における正義の二原理の定式化はロールズも試験的なものと呼んでいるものである。本稿の目的にとっては、この試験的な定式化で十分である。

自由, 平等, 公正

この第二条第一項の意味するところは、自由競争が制度化され、勝者と敗者ができるようになって、両者間の報酬の格差は僅少であるために、敗者でさえも彼等を敗者たらしめた自由競争制度に社会的・経済的効用を認めるということである。敗者でさえ承認し、納得する制度であるから、その制度は公平なものであると言える。もし公平が正義なら、正義は勝者の側よりも敗者の側にあるということもできる。

この敗者の正義はもう少し説明を要するようと思われる。自由競争の場を経済に限定して考えると事情がもっとはっきりするようと思われる。自由市場経済における個人間の勝敗は所得の多寡によって判断することができる。つまり敗者とは、職業または事業の選択と業務における工夫や努力にもかかわらず、個人間所得分布において最下位に位置するような人々の謂である。こういう意味での敗者が、彼等を敗者たらしめた経済体制を支持するということはいかなる理由によるものであるか。

まず自由競争が経済の総生産を高める制度であるということに誰でも賛成するでしょう。したがって、勝敗格差の如何によっては、個人間所得分布の最下位にある人々でもその分け前を、総生産の正当な分け前として認識できる場合もあろう。とすれば、「無知のヴェール」下の原初状態において誰でも敗者となりうる平等な危懼を分ち持っている場合には、敗者の分け前の正当たるべきことを、優先的に考慮することに全員の合意が得られやすい、ということができよう。

方角を変えて接近すれば、たとえ敗者の立場に立たざるをえなくなったとしても、社会的総生産の正当な分け前にあずかることができる以上、総生産の最大限の増大を可能ならしめる自由競争に異議はない、ということになる。すなわち、敗者は自由競争下では不可避であって、社会が自由競争を肯定する限り、敗者の福祉は当然社会全体の負担となるべきものである。ロールズの第二原理第一項は、敗者の生活と名誉の保障のための公共費を総生産増強の論理が許す限り最大のものにすべきことを要求している、と読むことができる。事実、ロールズ自身の手による、より厳密な定式化によれば、「最も恵まれない人の便益を最大化すること」という表現になっている。⁽¹²⁾〔この最終的表現に到達するためには、経済体制の論理について極めて詳細な理論的考察が必要であるが、本稿では割愛することにする。〕

第二原理第二項は、たえず適材を適所に配置すべきことを要求したものであり、特権の固定化によって不労所得＝純粋地代が発生しないよう注意を喚起したものと読むことができる。特に註釈を要しない項目であろう。

こうして、きびしく限定された「正義の環境」である原初状態における純粋な人間性の発露の結果として、正義の原理である社会契約が採用され、社会が発足することになる。こういう社会は、個人の自由と尊厳を最大限に確保し、自由競争を最も有効に利用する経済体制を作り、名誉、権勢、

注(12) 同書, p. 232。

財産、所得等の個人間分散を極小化するような社会となるであろう。

4. 社会契約論の活用

社会契約論は抽象的論理的演習であって実社会の史的傾向を説明することもその将来を予測することもできない。ただし、社会思想史上の社会契約説が示すように、イデオロギーとして社会変動に大きな貢献をしたことはある。その時代は永久に終わったものと言ってもよい。あるいはまた、イデオロギー時代が終わったからこそ、論理的体系として社会契約論が完成したのだとも言える。それにしても、イデオロギー時代の遺産は現今の社会契約論者をルソー系のロールズ、ホッブス系のブキャナンのように微妙に色分けしていることは興味深い。⁽¹³⁾

ロールズが意図したこととは異なるけれども、一部の経済学者がロールズ式社会契約論に注目するのは、そこに描き出される社会システムが内部斉合性の高いモデルを形成していると同時に、部分的には経済分析手法によって修正可能な点も多いからである。⁽¹⁴⁾ロールズの手法は一般均衡論のそれに酷似している。きびしく限定された性格と資格の参加者達が、厳密な手続きと情報に基づいて交渉し合意に達するという社会契約論の進め方は、抽象的な経済人達が完全競争市場機構の中で一般均衡に達する経済分析の進め方と大同小異である。ただし、枠組の規模は、社会契約論の方がはるかに大きい。論理と方法が似ているということは、経済学者が分析の枠組と変数体系の拡大を承諾さえすれば、左程の苦痛もなく同じ土俵に上れるということである。⁽¹⁵⁾

ロールズ式社会契約論の経済学への貢献は、厚生経済学に関連して著しい。厚生経済学では、「与件」という言葉で価値判断や制度的要因を視界の外に置き、完全競争市場での個人と企業の経済行為を追求してきた。ここで解き出される資源配分の最適状況は、「契約曲線」上の無数の「パレート最適」である。「契約曲線」上の一点だけを唯一最善の解として決定するためには、「与件」を操作して経済システムの外から（すなわち外生的に）制厄条件を導入せざるをえない。こうすることを拒否するとすれば、厚生経済学は資源配分について実は何事も語りえないということを認める外はない。⁽¹⁶⁾

注(13) 黒川〔4〕、ブキャナン〔14〕。またロールズの世界契約論が、ラディカルな思潮の中でどう位置付けられるかについては青木〔1〕、別の角度から稲上〔2〕参照。

(14) 例えばダニエルズ〔16〕所収のA. K. セン論文（第12章）参照。

(15) 林敏彦〔9〕には大変啓発された。この好論文から印象付けられる理論経済学上の経済的「正義論」は、すでに十分にロールズのそれに対抗できる精緻さを達成した模様である。林は社会的公正の基本原則を二つあげる。一つはパレートの基準。もう一つは、ロールズの第二原理を経済だけに限った場合の状況と言ってもよい位に酷似している。「すなわち公平な資源配分とは、社会各層にあるひとびとが、もしも十分な情報が与えられたならば、それぞれの価値判断の基準に照らして著しい不満足が他人の状況との比較において感じられないとする、あるいはするであろうと想像されるような資源配分であると定義することができる。」

(16) 経済分析の枠内でこの唯一の「パレート最適」を解き出す工夫は理論経済学においていろいろなされてきた。この点についての批判と解説は辻村〔8〕に詳しい。また同書で、辻村教授が執拗に「自由放任」の意味を追求しておられることは、経済体制の内部から社会全体の「正義」に到る方法と考えることもできる。

自由, 平等, 公正

ロールズの社会とその部分システムとしての経済を相互に斉合的なものとして考えるならば、経済を社会という一定の論理的構造をもった「与件」のなかに位置付けることができ、その「与件」の論理と経済の論理との相互作用から唯一の「パレート最適」を解き出すことも可能であろう。

〔もっとも、「与件」の論理が少なくとも一つの「パレート最適」と斉合的でなければならないという保証はなにもない。若し、「与件」の論理による最善が「パレート最適」のすべての可能性の外に存とすれば、最善を「パレート最適」の中からのみ選びださなければならない、というわけにはいかない。⁽¹⁷⁾〕

また、社会契約論と財政学との縁は深い。ルソーも『政治経済論』でかなり見事な財政学を展開している点は注目⁽¹⁸⁾に値する。

社会契約論においては、社会は個人の自由連合である。したがって、個人と公共との関係といっても実は個人とその他大勢の個人との関係にすぎないのであり、「公共」に個人の動機や行動に解消できない独自の論理は認めないのである。したがって、公共財造出のための経費捻出にしても、利害の衝突を極小化するための行動基準の作成にしても、一人一人が負担と不便を値切り合い、相手であるその他大勢（公共）の出方を見守りつつ、自己の反応を調節して行くという行動パターンの中から解き出されるはずである。⁽¹⁹⁾それは丁度、社会契約交渉において、各人が原初的資源の公共移譲分をできるだけ少量にして、その代りに得られる社会関係の効用の分け前をできるだけ多量にしようとする行動パターンと全く同一である。これはまた、「公共」のもものとされる一切のもの——公共財のみならず行政、警察、国防等の公共業務をも含めて——が、個人の意思と個人間交渉のいかんによってはいつでも弾力的に増減する性質のものであることを意味する。こうして「公共的選択」⁽²⁰⁾が新しい光をあてられることになる。

こう考えるならば、政治経済学の課題は、社会契約論における一回限りの完全な契約の代りに、不完全契約の継続的修正という動態的社会契約論であると言えるかも知れない。70年代のアメリカ合衆国は、従来まで基本的には挑戦されることのなかった個人と公共との関係が大幅に修正を迫られてきた点で、社会契約過程のような様相を呈している⁽²¹⁾と見ることもできる。その基調は、公共に移譲し過ぎたと思われる個人の権利や利益を再び個人の手にとりもどそうとする個人主義的傾向である。ルソーの「いたるところで鎖につながれている」イメージが急に現実認識となったかのよう⁽²¹⁾でさえある。日本的に言えば、「世直し」的雰囲気があると言うべきであろうか。

注(17) この点フェルプス〔18〕所収のフェルプス自身の序説は、問題意識に大いに役立つと思われる。

(18) シェローヴァー〔19〕所収。

(19) ガットマン〔17〕参照。

(20) この分野の活流な開発者の一人が黒川和美氏である〔3〕。

(21) 公共経済学に携る経済学者達にとっては、一回限りの完璧な社会契約よりも、試行錯誤を重ねる不完全契約の連続が趣味に合っているように思われる。特に契約の執行と違反の取締りなどに注目すると一層動態的になる。この点はブキャナン〔14〕において極めて生き生きと論ぜられている。

その一つの例が、カリフォルニア州の提案13号と呼ばれる固定資産税の革命的な大幅引下げ運動である。これは見事に成功した。しかし、この財源の減少によって、最も直接的に打撃を受けるのが、公立小・中・高校であることからすれば、税金引下げ運動はいわば基礎教育の公共性否認運動であったとも言うる。換言すれば、教育を私有財に還元しようとする運動である、と言える。

これにはアメリカ合衆国特有の事情が作用している。公共教育に真の公共性を持たせるために、教育過程における異人種子女の共学を連邦政府が指導しはじめてから相当の月日が経った。その結果、比較的高所得の白人世帯では、その子女の教育水準の低下を恐れ、二重の負担を覚悟で、教育の質も高い私立学校にその子女を転校せしめるようになった。したがって、公共教育機関は、低所得階層の子女のための質の低い教育機関となる。いわばそれは税金に支えられる慈善事業の様相を呈することになる。私立学校の教育費の上昇、インフレによる実質所得の低下、等々の経済的問題が累積する中では、もはや贅沢な慈善事業に税金を出す余裕はない、とわかったとき、「税金反乱」が必然化したわけである。国民全体が享受する一定水準の基礎教育に公共性を認めなくなったのにはいろいろ事情があるけれども、少なくともその一つは、公共教育投資と社会的生産性の向上との関係について、疑いが濃くなったことであろう。一般教育水準は、教育年数と教育費に関する限り年々上昇しているのに、社会的生産性の上昇率は年々低下しているということは、たしかに注目し値する現象である。⁽²²⁾

一般的に言えば、税金による各種の公共費用の負担程に公共財の便益が得られない、と多くの納税者が感じる時、個人と公共との関係は当然修正を必要とすることになる。こういう見地から見直されなければならない公共財、公共事業、公共業務、公共基準、等々は枚挙に暇がないくらいになった。公共部門の縮少というスローガンが国民各層にかなりの支持を得ているのは、まさに社会契約の修正の機運と言うに足る、と思われる。

アメリカ合衆国は、第18世紀西欧の啓蒙時代の急進的イデオロギーである社会契約思想の影響下に新しく組織された近代国家の第一号である。1776年7月4日の独立宣言は、本稿の言葉に翻訳すれば、原初状態における個々の人間の自由、平等、独立という原初的資源の極めて雄弁な肯定であり、ロールズ式正義の第一原理の創意に富む要求であった。すなわち、この宣言は、「自明の真理」として、すべての人間が本来平等であること、彼等が創造主によって他に譲り渡すことのできない主要な諸権利を与えられていること、これらの諸権利は生命、自由および幸福の追求を含んでいること、等を明記して、これらの諸権利を確保するために人々の間に統治機構なるものが構成され、その正当なる権限の根源を統治される者の同意(合意)に求めるものであることを強調している。

これは勿論、本稿に言う原初状態から社会契約による社会状態への移行と同じことではない。し

注(22) こういう問題や、より一般的な教育観の変化などは、経済分析における「人的資源論革命」とさわがれた分野においてもかなりの波瀾を起さずにはおかないであろう。アメリカにおける人的資源論の展開については島田〔6〕参照。

かし、自然に賦与された諸権利を持つ自由で平等な個人が、ある種の明白な目的と原理に支配された統治機構を組織するという事は、社会契約過程の部分的実現であると言うこともできる。

独立宣言とその後のアメリカ合衆国憲法とを併せ考えると、アメリカ合衆国はどうやらロールズの第一原理だけでその歴史の第一歩を踏み出したらしい、という感じを持たざるを得ない。⁽²³⁾アメリカ合衆国発足における第二原理の欠落は、果して単なる見落しであったか、あるいは基本法作成当事者達の意識的選択であったか。1970年頃になって漸く完成する「無知のヴェール」下の契約交渉手続きの理念が合衆国独立の当時存在しなかったとしても不思議ではないが、当時の社会契約イデオロギーから第二原理めいたものが引き出されたとしても、合衆国の始祖達はそれを拒絶したであろうと思われるふしがある。何故なら現在でも、第二原理に冷淡な人は多いからである。

ある人々が第二原理に冷淡なのは、契約参加者達が完全な不確実性の状況においては、来るべき社会における自己の運・不運、成功・不成功等について、一様に慎重な考え方をするとされている点にある。経済学者の人間類型によれば、ロールズ社会契約参加者達は、リスク(冒険)回避型の人間ばかりということになる。人間が未知の未来に関してはすべてリスク回避型であるという哲学的または科学的根拠はどこにもない、と彼等は主張する。失敗の可能性を承知で大冒険を好むリスク追求型の人間も等しく幸福追求の権利はあるはずだ、とも言う。こういう人々が存在する限り、第二原理が全員一致で採用されることはまずありえないであろう。アメリカ合衆国建国の当時は、リスク追求型の人間は人口に対して相対的に今日よりも多かったにちがいない。したがって、合衆国の始祖達は、かりに第二原理に思いついたとしてもそれを拒否したであろう、という臆測も成立する。分配の正義は、「生命、自由、及び幸福追求」に対抗できず、アメリカ的価値体系の中では極めて低い地位しか与えられないまま今日に到った、ということができる。

上記の若干の事例からこういうことができる。社会契約論は、現実の社会を説明するための社会科学理論ではないけれども、社会問題の評価に当って、一つの規範として事あるごとに引き合いに出して利用すれば、公正の方角の発見に役立つであろう。

結 論——人間の顔をした正義

日本語のなかでの「正義」という語はいかにもいかめしい。それは「人間の顔」⁽²⁴⁾をしていない。人間以外の、遠い処にある神秘的な権威(天とか神とかいわれるもの)によって人に与えられた正と善の絶対不変の道理である、とでもいえるようなニュアンスが、正義という語にはつきまとして

注(23) 合衆国憲法とロールズ第二原理との関係については、ダニエルズ [16] 所収のフランク・ミセルマン論文(第14章)参照。

(24) 宮崎勇氏の名句を借用する [11]。本書で宮崎氏もロールズのマキシ・ミン原理(第二原理)を肯定的に受け入れておられる模様である。

いるように思われる。正義のこういう高圧的な語感と対照的に、社会契約論における正義は、ただの人間の納得と合意にあるとされる。ここでは正義は人間の顔をしているということが出来る。

ロールズの正義論は、「公正としての正義」を語っているが、「公正」という語も、原語のフェアネスに較べると荘重に過ぎるきらいがある。『岩波国語辞典』によると、「公正」とは「公平でかたよりがないこと」とある。「公平」は「公正」よりは勿体ぶっていないが、それでもまだ行動の元素的な、誰にでもすぐわかるようなレベルにはない。同辞典によると、「公平」とは「判断・行動に当たり、いずれにもかたよらず、えこひいきしないこと」とある。ただの人間でも、公平な判断も行動もできる。そこに、社会契約論の正義の源泉があるわけである。

社会契約に参加する人間は、自己にも他人にも公平でありうる人間をモデル化したものであるといってもよい。モデルの人間は、現実社会の人間のように公平(すなわち正義の素養)をもちながらも時流に流され利害得失の変化に影響される、ということはない。それで、契約交渉中は、その後自らも移行すべき社会の現実的社会関係上の諸問題について、純粋な人間として公平無私に話し合い、説得し、または説得され、合意に達することができるのである。この純粋な人間は、明らかに時流を超越しており、今後永遠に続く無数の世代に対しても、公平な代弁者となりうる。換言すれば、社会契約当事者達は、「無知のヴェール」下で、自らがどの世代に属するかわからないのである。これをもっと抽象的に純化すると、社会契約交渉に当っては、すべての世代の人間が参加者であり当事者である、ということもできる。こういう状況下で成立する社会契約は、恒久不変の正義の原理として永遠に社会の価値体系の支えとなることができる。正義の伝統的語感にも万古不易の権威が感ぜられる。人間の顔をした社会契約の正義も別の理由で万古不易の性格を持つようになるわけである。

しかし基本的には、形容の荘重さが社会契約の意義を増加させるわけではない。フェアネスとしての正義とは、フェアかどうかを判断する主体である個々の人間の間での主張、討論、交渉、合意以外に正義の源泉はないということである。現実的に考えても、実社会における契約も、当事者達が自由、平等、独立の立場で誠意を以て合理的に交渉した結果成立したものであれば、正義にかなうものであるということが出来る。特に、労働条件のフェアネスの問題に関しては、自由、平等、独立の特徴を具えた二団体(会社と労働組合)が「誠実な」交渉の結果決定されるものをフェアなもの、すなわち正義にかなうもの、とする法律がある。「誠実な」交渉を確保するために、犯してはならない主要なアンフェアな行為(不当労働行為)を法律に明記してあるくらいである。正義にかなう環境と手続きを準備すれば、正義にかなう結果が生れるという考え方である。これも社会契約論の発想法と同一である。

生活水準の上昇と平準化という社会経済現象も、社会構成の基本的約束とその実践のための大小無数の副次的・補足的約束と不可分に結びついているはずである。もしマクロ的社会経済現象に、

自由, 平等, 公正

正義の原則が許さない不当な特徴が見られるとすれば、その主要な原因は、当該社会の統治機構の構成基本法およびその下での法体系の不備にあると考えられる。こういう見地から、最も合理的な社会契約論における正義の構造を規範として、現実の社会を評価し、不備を補修し続けることは、社会契約論活用の一つの方法であろう。社会契約論は社会科学的理論ではないけれども、実社会の成員にこういう評価の立場を与え、望ましい社会変化の方角を探知せしめる物の見方である、とは言えるであろう。このような社会契約論が、戦後日本の業績について、どのような評価を与えるか、後日この課題と取り組みたいと思う。

参考文献

- [1] 青木昌彦編『ラディカル・エコノミックス』中央公論社, 1973。
- [2] 稲上毅「社会政策とソーシャル・ポリシー」『社会保障研究』第10巻第2号(1974)。
- [3] 黒川和美「公共財の理論」『三田学会雑誌』第66巻第10号。
- [4] 黒川和美「経済学 その新しい流れ(1)」『三田学会雑誌』第67巻第2, 3号。
- [5] 桑原武夫, 前川貞次郎訳 ルソー『社会契約論』岩波書店, 1954。
- [6] 島田晴雄『労働経済学のフロンティア』総合労働研究所, 1977。
- [7] 新聞陽一訳 A. M. オークン『平等か効率か』日本経済新聞社, 1976。
- [8] 辻村江太郎『経済政策論』筑摩書房, 1977。
- [9] 林敏彦「経済政策と社会的公正の概念」『週刊東洋経済』(臨時増刊), 1975年7月10日号。
- [10] 本田崋代治, 平岡昇訳 ルソー『人間不平等起源論』岩波書店, 1933。改訳, 1972。
- [11] 宮崎勇『人間の顔をした経済政策』中央公論社, 1977。
- [12] 矢島鈞次監訳 ジョン・ロールズ『正義論』紀伊国屋, 1979。
- [13] Robert Ardrey, *The Social Contract*. New York: Dell Publishing Co., 1970.
- [14] James Buchanan, *Freedom in Constitutional Contract*.
- [15] Lester G. Grocker, *Rousseau's Social Contract*. Cleveland: The Press of Case Western Reserve University, 1968.
- [16] Norman Daniels, ed., *Reading Rawls*. New York: Basic Books, 1974.
- [17] Joel M. Guttman, "Understanding Collective Action: Matching Behavior," *American Economic Review Proceedings* (May 1978).
- [18] E. S. Phelps, ed., *Economic Justice*. New York: Penguin Books, 1973.
- [19] Charles M. Sherover, ed., *The Social Contract*. New York: New American Library, 1974.

(前慶應義塾大学経済学部訪問教授・現イリノイ大学経済学部および労働産業関係研究所教授)